

監査役の監査の範囲に関する登記申請書の 記載方法に関するお知らせ

平成27年5月12日

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の登記における登記すべき事項として、当書式集では下記1としておりましたが、平成27年5月8日付けで法務省ホームページに下記2のような書式例が掲載されました。

当書式集の記載で法律上も登記上も問題ありませんが、登記所のコンピュータシステムの円滑な稼働のため、登記所指定の方法で申請することをお勧めします。

1. 当書式集

「役員に関する事項」

「監査役の監査の範囲に関する定め」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

2. 法務省掲載の書式例

「役員に関する事項」

「資格」監査役の監査の範囲に関する事項

「役員に関するその他の事項」

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある

【書式集における対象書式】

| | | |
|-------------------------|------------------------|---------------------------------------|
| 上巻 | 序章 第1 会計限定監査役の登記 | |
| | 第1章 第1 株式会社の設立 | 2. 取締役会設置会社 |
| | 第1章 第2 既存株式会社の定款及び機関変更 | 1. 取締役会の廃止、株券の廃止等 2. 取締役会の設置、商号変更等 |
| | 第1章 第3 株式会社の役員変更 | 4. 会計参与の設置、変更 |
| 第1章 第6 特例有限会社から株式会社への移行 | 2. 取締役会設置会社へ移行 | |
| 下巻 | 第1章 第8 組織変更 | 2. 持分会社から株式会社(取締役会設置会社)へ |
| | 第1章 第9 合併、会社分割 | 5. 新設分割 |